

# 宇和島市農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成31年4月1日(月) 午前10時30分から午前11時58分
- 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階ホール
- 出席委員 (39名)

会長 6番 小林 輝彦  
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	9番	清家 行範
10番	高木 常樹	11番	高田 博明
12番	武川 豊茂	13番	竹葉 邦政
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

## 最適化推進委員

2番	井上 和久	3番	小笠原 梅義
4番	木村 繁一	5番	清家 宏
6番	瀧水 朝男	7番	谷口 貴
8番	永井 一洋	9番	樋口 秀雄
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	17番	松下 雅子
18番	丸山 哲史	19番	森岡 八重子
20番	安岡 賢司	21番	山口 兼史
22番	山本 一也		

- 欠席委員 (8名)

農業委員

8番	清家 多美雄	14番	玉木 邦英
18番	福岡 正彦	19番	藤岡 功

推進委員

1番	赤松 聡	10番	兵頭 高広
16番	堀田 善春	23番	吉見 一弥

- 議事日程

## 議事録署名委員の指名

13番	竹葉 邦政	15番	西田 正枝
-----	-------	-----	-------

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号	認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対する回答について
報告第3号	農地転用確認交付申請書について
報告第4号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第5号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
報告第6号	農地法第6条の規定による報告について
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第8号	諸証明について
報告第9号	農地原形変更届出書について
報告第10号	農地法第4・5条許可（平成31年2月定例総会分）について （平成31年2月16日～平成31年3月15日までの事務局処理事案）
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について
議案第4号	平成31年度宇和島市農業委員会活動計画（案）の承認について
議案第5号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

## 7. 産業経済部職員

中山間対策係長	福島 康生
---------	-------

## 8. 会議の概要

### 《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

### 《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員20名、農地利用最適化推進委員19名であります。定足数に達しておりますので、平成31年4月定例総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めておはようございます。先程、行政の任期の変わり目、人事異動につきまして辞令交付を行いました。これは勤めている以上どうしようもない定めなのですが、恒例の事でございます。職員にとっては、慣れてきてやっと一人前になった職員を移動で出さなければならないのは、各部署大変苦渋の決断だと思うのですが、宇和島市全体を見る限り正規の職員は少なくなってきております。色々な事を学んでいただきまして、多目的にどういう状況でも対応できるような人材がこれから宇和島を支えていかなければいけない状態になってくると思いますので、人事異動というのはやっていかなければいけないのかなと考えます。

新しい方は戸惑う事もあると思いますが、職員同志で話し合ってくださいまして、お互い納得のいくような事務運営をやっていたら、仕事を残さず、1つずつ丁寧に処理をして処理をしていくとありがたいと思います。よろしくお願いします。

さてあと一時間、この総会が終わる頃には新元号が発表されると思います。テレビ等で色々な元号の名前が出ております。できたら心が安らぐような元号であっていただきたいと思います。

ここに居られます皆様は、昭和、平成、今度の新元号の3つの元号を跨いで生きています。色々な事を後の平成生まれ、新しい元号の生まれの方々に精神的なもの、物的なもの、色々良いものは繋げていかなければいけないと思います。そういう面に関しましても7月の豪雨災害から1年、新しい形を求めて三間も吉田も津島も表には出てないですが、かなりあったのではないかなと思います。この機会に新しい姿が変わって、やれるだけはキッチリやっていかなければいけないのではないかなと考えます。その時々、農業委員さんと呼び出すとは思いますが、よろしくお願いします。

本日は3条、5条、それと30年度年の活動報告、及び31年度の活動計画等議論していただかなければならない議案がありますので、最後までよろしくお願いいたします。以上です。

それでは欠席報告をお願いします。

《今西次長》

失礼します。本日は清家多美雄農業委員、玉木農業委員、福岡農業委員、藤岡農業委員、兵頭高広推進委員、堀田推進委員、吉見推進委員が所用のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に竹葉委員、西田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それではまず報告第1号から第10号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第10号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第10号までの報告がありました。  
何かご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《岡田委員》

102番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは会社員でありまして、農業に手が回らないという事で、誰か耕作する人を探しておりました。丁度圃場も近くという事で、△△△△君は兼業農家なのですが家族で一生懸命やっておられますので問題ないと思います。

《谷口委員》

103番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢のため誰か作ってくれる人を探しておられました。借受人の△△△△さんご存知のとおり□□□でございます。退職を機に真摯に農業に取り組むという事で何ら問題ありません。

《瀧水委員》

104番、105番についてご説明します。持ち主の〇〇〇〇さんは元々□□□出身でありまして、地元出身地の誰かに作って欲しいと言う事で、△△△△さんと□□□□さんが作るようになりました。二人とも熱心に農業をされており何ら問題ないと思います。

《樋口委員》

106番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であり、農業者年金受給のための経営移譲でありますので問題ないと思います。

《清家宏委員》

107番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。計画

的に改植を進めていく上での使用貸借権設定でございます。何ら問題ないと思います。

《平山委員》

108番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは先程の報告第7号でありましたが、双方合意で解約し、この度有限会社□□□□と話がまとまり所有権移転となりました。何ら問題ないと思います。

《山口義幸委員》

失礼いたします。109番について説明いたします。〇〇〇〇さんは25歳で大変若いのですが、農業に対して大変意欲を持っています。経営拡大を図ろうとした所、△△△△さんと話がまとまりまして、高齢という事で作って欲しいという事で所有権移転となりました。何ら問題はありません。

《河野委員》

110番、111番について説明いたします。110番の〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。△△△△さんの土地を所有権移転で□□□□さんが作るとの事です。

111番、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんは親子の関係です。△△△△さんが新規就農の関係で所有権移転するという事で何ら問題ありません。

《平山委員》

112番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係です。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

49番について説明します。有限会社〇〇〇〇は土木建築設機械のリース業を行っております。この度事業の拡大に伴い借受者用の駐車場が不足しておりますので、隣接地であります申請地を譲り受けて駐車場として利用したいという事であり、譲渡人は△△△△の要望により所有権移転の申請でございます。

3月28日に会長、会長職務代理者、事務局、私、申請人による現地調査を行っております。申請地の隣接地は既に宅地化しており汚水処理など問題はありません。また、現在申請地は写真のようになっておりますので始末書の提出もされておりました問題ありません。

《山口義幸委員》

失礼します。50番についてご説明します。

〇〇〇〇さん△△△△さんは親子関係でございます。

先月28日に会長、代行、局長、事務局、私等で現地確認をしました。今回、父親の□□□□さんの老朽化した住宅がありましたが、それを壊しまして息子さんの◇◇◇◇さんが新しく新築するという事でございます。周りの近隣も住宅地の中にある訳でございますが、以前住宅が建っていたという事で何ら周りの影響はないと思います。

《山口一光委員》

51番について説明します。この畑は耕作放棄地という形で雑草が生い茂っていたのですが、大阪の会社が〇〇〇〇の農地を買い取って太陽光をするという事で話がまとまったみたいです。事務局も許可条件を満たしているという事なので私も副申書を提出しました。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。これより審議を行ないます。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員です。よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。毎年毎年、農業委員会の方で議論をして方針を出さなければいけないので、十分考えていただいて議論していただけたらと思います。

どなたかご意見はございませんか。

《山口一光委員》

何年か前に高知県から住宅と農地を購入して移住してこられた方が居るのですが、その場合農地がその方は無いものですから購入した所に1アールくらいの畑があるのですが、その方が農地として所有できない。新聞で読みますとUターンとかIターンとか帰ってきて住宅とか野菜畑が1アール位付いていてそういう場合、その家に付いている1アール位の畑はその方の所有として認めてあげる訳にはいかないものでしょうか。新聞ではそのような件を認めるような条例が他の市町村にあると書いていたのですが。

《 会 長 》

今言われたように空き家対策一環として島根、大洲も若干踏み込んでやっているのではないかと思うのですが、委員さんが言われるように、空き家対策としてその空き家の野菜畑が付いているが農地の手続きができない。それをしようとする取組みをしている市町村も増えてきております。

現在、宇和島市におきましてはまだ表には出てきていませんが、空き家対策が増えてそこら辺の総合的な見直しというのは農業委員会だけではなくて農林課も含めて市の都市整備課の方とも意見交換しながら一番良い形に持っていかなければいけないと思いますので、そこら辺は十分これから詰めていかないといけないのではないかなと思います。多分、大洲市がそういう形で取り組んでいっているのではないかなと思います。

それと別段の面積は今度基盤法が改正されまして、コンクリート張りも農地で認められるような流れにもなってきております。

だから数年先には宇和島市も別段面積もある程度内容を決めた形で見直していかなければいけないといけないという流れになってきております。現状的にはそういう相談もありませんので、今年度はこれでやっていこうという事にはさせていただきます。

今の流れは空きいえ対策等の問題、基盤法をからめたコンクリート張りとか色々高度施設を用いた農業の取り組み、それから農地の貸借にしましても一人だけの名義人が有れば良いというような、その時代に合ったようなものに変ってきておりますので、そこら辺も整備しながら皆さんとどう

していけばいいのかという事をこの総会で吟味していったらと思います。

《今西次長》

はい。失礼します。今会長が言われたように愛媛県では大洲市が取組を始めているみたいです。

大洲市の現状としては、移住をされて家を購入してその隣接にある農地を個別に別段の面積に該当するような指定をするような形を取っているみたいです。全体的に大洲市は1アールとか10アールとかという決め方ではなく、その家に隣接する農地を個別に1案件ずつ設定していると聞いております。実績については確認をしていないのですが、移住をしたら10年は農地として使ってくださいと確約書もしっかりと取っている現状であります。宇和島市については、現状相談もありません。実例が山口さんの所にはあるみたいなのですが、今後その件については検討課題にさせていただきます。以上でございます。

《井上委員》

はい。失礼します。家庭菜園は宅地という事になるんですか、移住して隣に小さい農地がある場合、転用して畑から家庭菜園という形という事も可能なのですか。

《今西次長》

転用行為で、元々家庭菜園で宅地を増やしたい。というのは家庭菜園といったら農地という解釈がまずあります。ガーデニングがしたい、庭にしたいと言ったら農地ではないので、家庭菜園として転用したいと言うとできないと言わなければいけない。ガーデニングとか庭を広げたいという形になれば、その後地目変更していただくという事になります。

《井上委員》

はい。分かりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。議案第3号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員です。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号平成31年度宇和島市農業委員会活動計画(案)の承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

はい。只今、事務局より説明がありました。多岐にわたって色々な事に関わって活動しなければいけないと思います。一つ一つ丁寧にやっていただいたらと思いますので、よろしくお願ひします。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。議案第4号平成31年度宇和島市農業委員会活動計画(案)の承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員です。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、議案第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

以上でございます。

《 会 長 》

事務局より平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検及び評価を出ささせていただいております。そして平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)も出ささせていただいております。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。議案第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第6号議案書をもとに朗読、説明）

議案第6号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《岡田委員》

308番について説明いたします。〇〇〇〇君は先月の3月総会でも承認いただきました農地、現況は一筆なのですが、この番地が入っていたという事で追加申請をするものでありまして、△△△君は□□□□栽培で頑張っており何ら問題ないと思います。

《山口一光委員》

309番、310番ですが、これは〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□□□さんとの更新でありまして何ら問題ないと思います。

《森岡委員》

失礼します。311番、312番ですが、〇〇〇〇さんは高齢のため△△△△さんが引き続き耕作するようになりました。更新なので問題ないと思います。

《山口兼史委員》

313番について説明いたします。更新で〇〇〇〇さんが△△△△さんの農地を耕作するという事で問題ないと思います。

《小林委員》

失礼いたします。314番の案件について説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さんは甥、叔父の関係でございます。□□□□さんは地元でも熱心に柑橘栽培に従事しておられます。更新の案件であり別段 問題ないと思います。

《氏原委員》

315番について説明いたします。〇〇〇〇さんは市外に住まわれており耕作ができないため△△△さんが耕作をします。□□□□さんは熱心に農業をされております。

316番について説明いたします。◇◇◇◇さんは県外で高齢のため耕作ができないため〇〇〇〇さんが耕作を引き続きするものです。△△△△さんは高齢ですが元気で頑張っておられますので問題ないと思います。

317番、□□□□さんは市外に住んでおられ、引き続き◇◇◇◇さんが耕作をします。○○○  
○さんは熱心な柑橘農家です。

いずれも更新でなんら問題ありません。

《平松委員》

堀田委員が所要のため私が説明させていただきます。318番の○○○○さんは高齢のため農業  
ができないという事で、誰か耕作する人を探していた所、△△△△さん。この方は熱心に農業をや  
られている方で、新規ですが何ら問題ないと思います。

《松本委員》

319番についてご説明いたします。○○○○さんは高齢であります。引き続き△△△△さんが  
耕作をするという事で何ら問題ないと思います。

《高木委員》

320番について説明いたします。○○○○さんは熱心に農業をされておられます。△△△△  
さんとの更新であります。何ら問題ないと思います。

《西田委員》

失礼します。321番、322番について説明いたします。

321番、○○○○さんは松山で遠隔のため、近くで耕作をされている△△△△さんに依頼さ  
れました。

322番、□□□□さんは高齢で同じく近くで耕作をされています◇◇◇◇さんに依頼されまし  
た。何ら問題ないと思います。

《樋口委員》

323番について説明いたします。○○○○さんと△△△△さんは親戚であります。□□□□  
さんは熱心な農業者であり問題ないと思います。

《丸山委員》

324番、325番、326番について説明いたします。

324番の○○○○さんは高齢であるため、隣の畑の所有者である△△△△さんに頼みまし  
て賃貸借権設定をしました。□□□□さんは熱心なミカン作りで何ら問題ないと思います。

325番、◇◇◇◇さんは女一人で人手不足という事で、○○○○さんをお願いしたところ  
使用貸借権設定ができまして新規ではありますが何ら問題ないと思います。

326番、これは同じ△△△△さんであります。□□□□との更新でありますので何ら問  
題ないと思います。

《河野委員》

327番について説明いたします。○○○○さんは高齢でございます。息子さんも居られま  
す。△△△△さんの農地を10年8ヶ月で賃貸借権設定です。□□□□さんが隣地に耕作をされ

ておられます。私も現場を確認しましたが熱心に耕作をされており問題ないと思います。

《平山委員》

26番について説明します。第1号議案でも説明いたしましたが、有限会社〇〇〇〇と△△△△さん双方で話し合っ、所有権移転となりました。□□□□さんと◇◇◇◇さんは親戚関係であり何ら問題ありません。

《山口義幸委員》

27番、28番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは先程、3条で所有権移転の説明をしましたが、若くして大変農業に意欲がありまして、土地を探して居たところ△△△△さんは一人で労力不足で、□□□□さんは高齢でございますので話がまとまりまして所有権移転となりました。何ら問題ないと思います。

《河野委員》

失礼いたします。29番、30番について説明いたします。〇〇〇〇さんは保手に住んでおられ農業をする事ができません。今回、双方で話し合いがまとまりまして、△△△△さんと□□□□さんが隣接している関係で、それぞれで所有権移転となりました。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第6号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で平成31年4月定例総会の議案を終了させていただきます。